

1 徳島市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービスについて

No.	① 利用できるサービス	② 内容	③宣誓書 受領証の 提示	④ サービス提供に 当たっての留意事項	問い合わせ先 (電話番号)	備考
1	税に関する証明書の交付	とくしまマイシティ便利帳（2024～2026保存版） P49で記載しているもの	○	申請書・本人確認書類の提示が必要	資産税課 621-5071	
2	市営墓地の使用・継承	市営墓地においてパートナーを一緒に墓地に埋葬できるほか、 墓地の使用権をパートナーに継承できる	○	市営墓地利用に関する承諾書・ 届出書等の提出が必要	環境政策課 621-5206	
3	教育・保育給付認定申請及び保育所等利用申込・利用	パートナーの子どもが保育所等に入所する際に 「養育する保護者」として申請できる	○	同居しており、かつ、その子どもを現に監護していること	子ども保育課 621-5193	
4	市営住宅の入居申込	市営住宅の入居申請ができる	○	収入等、その他入居条件あり	住宅課 621-5286	
5	救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付を受けることができる	○	救急搬送証明書交付申請書の提出が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	
6	被災証明書の交付	被災証明書の交付を受けることができる	○	被災証明書交付申請書・ 申請者の本人確認書類の提示が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	
7	事実証明書の交付	事実証明書の交付を受けることができる	○	事実証明書交付申請書・ 申請者の本人確認書類の提示が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	
8	住民票の続柄	同一世帯の場合、住民票の続柄を「縁故者」とできる	○	双方から窓口での届出が必要	住民課 621-5134	
9	災害時の安否情報の提供 (住民票上の住所が 同じである場合に限る)	被災者の居所および負傷・疾病等の状況など 必要な情報を提供できる	○	【同一世帯+続柄が縁故者の方】 窓口に来た方の本人確認書類の提示が必要 ※パートナーシップ宣誓書受領証カードの提示は 必須ではない 【同一世帯+続柄が同居人の方】・ 【別世帯の方】 窓口に来た方の本人確認書類・ 同居が確認できるものの提示が必要	住民課 621-5134	No.8のとおり、 同一世帯の場合、 住民票の続柄を 「縁故者」とできる
10	災害弔慰金の交付	災害弔慰金の交付を受けることができる	○	申請書等の提出が必要	健康福祉政策課 621-5175	

2 ファミリーシップ（子に関する届出）で利用できる行政サービスについて

※パートナーシップ宣誓書受領証の子ども記載欄の提示が必要です。

No.	① 利用できるサービス	② 内容	③宣誓書 受領証の 提示	④ サービス提供に 当たっての留意事項	問い合わせ先 (電話番号)	備考
1	税に関する証明書の交付	とくしまマイシティ便利帳（2024～2026保存版） P49で記載しているもの	○	来課者の本人確認書類の提出 パートナーの子どもの代理で申請する際、 代理人が委任者と「同世帯又は同住所別世帯」 かつ「使用目的が金融機関又は訴訟」以外の時 は委任状は不要	資産税課 621-5071	
2	市営墓地の使用・継承	市営墓地においてパートナーの子を一緒の墓地に埋葬できるほか、 墓地の使用権をパートナーの子に継承できる	○	市営墓地利用に関する承諾書・ 届出書等の提出が必要	環境政策課 621-5206	
3	市営住宅の入居申込	市営住宅の入居申請ができる	○	収入等、その他入居条件あり	住宅課 621-5286	
4	救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付を受けることができる	○	救急搬送証明書交付申請書の提出が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	
5	被災証明書の交付	被災証明書の交付を受けることができる	○	被災証明書交付申請書、申請者の本人確認書類 の提示が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	
6	事実証明書の交付	事実証明書の交付を受けることができる。	○	事実証明書交付申請書、申請者の本人確認書類 の提示が必要 申請に伴う委任状の提出は不要	東消防署 656-1195 西消防署 631-0119	

3 徳島市パートナーシップ宣誓の有無に関係なく利用できる行政サービスについて

No.	① 利用できるサービス	② 内容	③宣誓書 受領証の 提示	④ サービス提供に 当たっての留意事項	問い合わせ先 (電話番号)	備考
1	軽自動車税種別割の減免	身体障害者等の送迎に係る軽自動車税減免は、 生計同一又は介護運転者であれば減免のための申込ができる	×	車両所有条件の確認が必要 生計同一又は介護運転者であること その他確認書類等必要	市民税課 621-5067	
2	DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる	×		男女共同参画センター 624-2611	
3	災害見舞金の給付	火災等災害による被災者に対して見舞金等の受給が可能	×		健康福祉政策課 621-5175	住民票、統柄等にかかわらず居住実態による世帯を単位として実施
4	家族介護用品支給事業	介護用品（おむつ等）の支給	×	家族である要介護者（要介護4～5）を居宅において同居し介護していること	健康長寿課 621-5574	
5	生活保護	住民票、戸籍、統柄等にかかわらず 居住実態による世帯を単位として実施	×		生活福祉第一課・第二課 621-5181	
6	生活困窮者自立支援事業	住民票、戸籍、統柄等にかかわらず 居住実態による世帯を単位として実施	×		生活福祉第一課・第二課 621-5181	
7	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を受けることができる	×	代理人が妊娠届出を出す場合は、事前連絡必要	こども家庭センター 子育て世代包括支援担当 656-0536	
8	学童保育事業	居住実態で保護者を決定しており、パートナーシップ関係を 保護者の一形態として明記している	×		子育て支援課 621-5192	
9	公立保育所・ 認定こども園の送迎	保護者と同様に送迎が可能	×	事前申請必要	各利用施設 (子ども保育課 621-5191)	
10	公立幼稚園・小学校の送迎	保護者と同様に送迎が可能	×	事前申請必要	学校教育課 621-5414	
11	市民病院での手術同意等	手術同意、病状証明等において、統柄にかかわらず 柔軟に対応している	×		医事経営課 088-622-5121	